

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯山市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯山市長

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	①予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ②母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ③健康増進法の規定に則り、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表 第14、70、111、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、42、80、95、125、139、153、154、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、95、96、139、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯山市総務部庶務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯山市民生部保健福祉課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、特定個人情報を含むファイルは施錠できる書庫に保管するなどの対策をとっており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含むファイルは施錠できる書庫に保管し、特定個人情報を扱うシステムへアクセスが可能な職員は個別のIDとパスワードを使用しており、策特定個人情報の漏洩、滅失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I.4.②所属長の役職名	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):26,56の	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):16-	事後	
平成31年4月1日	I.5.②所属長の役職名	保健福祉課長 常田徳子	保健福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II.1対象人数の時点	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II.2取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II.1対象人数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II.2取扱者数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年3月16日	I.1.②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う	事後	
令和3年3月16日	I.3法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76の項	・番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76、93の2項	事後	
令和3年3月16日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):16-	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):16-	事後	
令和3年5月10日	I.1.②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う	①予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う	事後	
令和3年5月10日	I.1.③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	
令和3年5月10日	I.3法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76、93の2項	・番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76、93の2項	事後	
令和7年2月28日	II.1対象人数の時点	令和3年4月30日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	II.2取扱者数の時点	令和3年4月30日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	I.3法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表 第14、17、111、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年2月28日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):16-2,16-3,26,56-2,69-2,87,115-2の項 (別表第二における情報照会の根拠):16-2,17,18,19,69-2,70,115-2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(12-2,12-2-2,19,30,38-3,44,59-2条) (情報照会の根拠):(12-2,12-3,13,13-2,38-3,39,59-2条)	・番号法第19条第8号 別表 (別表における情報提供の根拠):14,23,55,70,95,126の項 (別表における情報照会の根拠):14,70,126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(14,15,28,40,48,67-2条) (情報照会の根拠):(14,40,67-2条)	事後	
令和7年2月28日	IV.8.人手を介在させる作業		新規項目追加	事後	
令和7年2月28日	IV.11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規項目追加	事後	
令和7年2月28日	I.1.②事務の概要	①予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ②母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ③健康増進法の規定に則り、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	①予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ②母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ③健康増進法の規定に則り、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和7年2月28日	I.1.③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	